

酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領等新旧対照表

新	旧
酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領 昭和５８年１１月３０日 ５８畜Ａ第３７７７号 農林水産省畜産局長通知の別紙１ 改正 昭和６３年３月５日６３畜Ａ７３３号 平成８年３月１３日８畜Ａ２８１号 平成１２年６月６日１２畜Ａ第１４５９号 平成１７年５月２５日１７生畜第５４２号 平成２２年８月２７日２２生畜第１１０１号 平成２７年５月１３日２７生畜第１８０号 <u>令和２年７月７日２生畜第５６４号</u>	酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領 昭和５８年１１月３０日 ５８畜Ａ第３７７７号農林水産省畜産局長通知の別紙１ 改正 昭和６３年３月５日６３畜Ａ７３３号 平成８年３月１３日８畜Ａ２８１号 平成１２年６月６日１２畜Ａ第１４５９号 平成１７年５月２５日１７生畜第５４２号 平成２２年８月２７日２２生畜第１１０１号 平成２７年５月１３日２７生畜第１８０号
第１ 都道府県計画 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和２９年法律第１８２号。以下「法」という。）第２条の３に規定する都道府県における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画（以下「都道府県計画」という。）は、農林水産大臣が定める酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）の内容と調和するとともに、都道府県の区域における酪農及び肉用牛生産の現状及び将来の方向を十分勘案の上、目標年度において到達が可能となるようなものとして<u>次に定めるところにより作成するよう努めるものとし、その協議</u>については、次に定めるところによるものとする。 １ 都道府県計画の作成に当たっての留意事項 （１） 基本的な考え方 <u>今次基本方針は、「海外市場を含め拡大が見込まれる需要に応えるための生産基盤強化」と「次世代に継承できる持続的な生産基盤の創造」が二つの柱となっている。この実現のために取り組むべき事項は、都道府県更には地域ごとにその状況を踏まえて、検討されるべきである。</u> <u>このため、都道府県計画には、都道府県ごと、地域ごとの需給事情の変化、生産基盤の現状を分析した上で、課題を明確化し、その課題を解決するための具体的な施策を記載するものとする。</u>	第１ 都道府県計画 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和２９年法律第１８２号。以下「法」という。）第２条の３に規定する都道府県における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画（以下「都道府県計画」という。）は、農林水産大臣が定める酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）の内容と調和するとともに、都道府県の区域における酪農及び肉用牛生産の現状及び将来の方向を十分勘案の上、目標年度において到達が可能となるようなものとして<u>作成するものとし、その作成及び協議</u>については、次に定めるところによるものとする。 １ 都道府県計画の作成に当たっての留意事項 （１） 確実な実施と進捗管理が行える計画 <u>酪農及び肉用牛生産の生産基盤の強化が最優先の課題であることを踏まえ、基本方針に示された「対応・取組」も参考に、各都道府県の実情等に応じて、対応の必要性の高い施策及び取組について、確実に実施できるよう具体的に記述するものとする。また、計画の早期の実施と進捗管理を行うことができるように、施策及び取組を記述するものとする。</u>

なお、その際、大規模経営のみならず、中小規模の家族経営も含めた対応方策について、記述するものとする。

- (2) 関係者の意見
(略)

- (3) 資料の整備

都道府県計画の作成に当たっては、その基礎資料とするため、次の事項について可能な限り市町村別に資料を整備するものとし、特に、近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標を作成するために、十分な調査を行うものとする。

- ア 乳牛及び肉用牛の飼養状況（飼養戸数、飼養頭数、1戸当たり平均飼養頭数）
イ 生乳及び肉用牛の生産及び流通状況（生乳、雌子牛、肥育素牛及び肥育牛の生産及び都道府県域内・域外の出荷販売状況）

ウ 飼料生産状況

エ 酪農及び肉用牛経営の状況（新規就農者数、離農農家数、法人化の状況（法人数、従業員数等）、酪農においては、生産者団体が調査した都道府県域内の空き牛舎、酪農経営の経営継続の意向、後継者の有無等）

- (4) 計画期間

都道府県計画は、令和12年度までの期間につき作成するものとする。

- 2 都道府県計画の様式
(略)

- 3 都道府県計画の記載上の注意

- (1) 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針については、各都道府県の酪農及び肉用牛生産をめぐる近年の需給事情の変化・生産基盤の現状を分析した上で、①肉用牛・酪農経営の増頭・増産、②中小規模の家族経営を含む収益性の高い経営の育成、経営資源の継承、③経営を支える労働力や次世代の人材の確保、④家畜排せつ物の適正管理と利用の推進、⑤国産飼料基盤の強化、⑥需要に応じた生産・供給の実現のための対応、⑦輸出の戦略的な拡大、⑧災害に強い畜産経営の確立、⑨家畜衛生対策の充実・強化、⑩GAP等の推進、⑪資源循環型畜産の推進、⑫安全確保を通じた消費者の信頼確保、⑬国民理解の醸成・食育の推進等について、畜産クラスター等による地域連携の取組も含めて、基本的な考え方を記述するものとする。

- (2) 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標については、基本方針の内容と調和を図るものとする。拡大が見込まれる国産畜産物への需要に対し

- (2) 関係者の意見
(略)

- (3) 資料の整備

都道府県計画の作成に当たっては、その基礎資料とするため、次の事項について可能な限り市町村別に資料を整備するものとし、特に、近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標を作成するために、十分な調査を行うものとする。

- ア 乳牛及び肉用牛の飼養状況（飼養戸数、飼養頭数、1戸当たり平均飼養頭数）
イ 生乳及び肉用牛の生産及び流通状況（生乳の生産及び出荷販売状況、雌子牛、肥育素牛及び肥育牛の生産及び出荷販売状況）

ウ 飼料生産状況

エ 酪農及び肉用牛経営の状況（新規就農者数、離農農家数、法人化の状況（法人数、従業員数等）等）

- (5) 計画期間

都道府県計画は、平成37年度までの期間につき作成するものとする。

- 2 都道府県計画の様式
(略)

- 3 都道府県計画の記載上の注意

- (1) 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針については、各都道府県の酪農及び肉用牛生産をめぐる近年の情勢、担い手の育成と労働負担の軽減に向けた対応、乳用牛・肉用牛飼養頭数の減少への対応、国産飼料生産基盤の確立、家畜衛生対策及び畜産環境対策の充実・強化、畜産クラスターの取組等による畜産と地域の活性化、畜産物の安全確保、消費者の信頼確保、ニーズを踏まえた生産・供給の推進等についての基本的な考え方を記述するものとする。

- (2) 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標については、基本方針の内容と調和を図るものとする。

て、確実に応えるために生産基盤の強化を図ることが、今次基本方針の柱であることを踏まえて目標の検討を行うものとする。

- (3) 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標については、各都道府県及びその周辺の都道府県で実際に行われている取組を踏まえ、基本方針の第3の2の(1)の「酪農経営」、同(2)の「肉用牛経営」及び各経営指標の表中「経営類型の特徴」の記載方法を参考に、生産基盤を強化し、持続的な成長・発展を図るという観点から、ICT等の農業新技術の導入、コントラクターやTMRセンター、育成預託施設等の外部支援組織や他の畜産経営との連携等の取組を織り込んだ上で、「持続的・安定的な経営の実現」や「積極的な規模拡大の実現」を図るモデルとして、規模拡大を目指す経営のみならず、中小規模の家族経営が一定の所得を確保し、持続的な経営を可能とするモデルも示すものとする。

なお、指標の設定に際し、自然的経済的条件を異にするため、同一の指標を設定することが適当でない場合には、指標ごとに、それぞれの条件に応じて区域区分を行い、その区分ごとに指標を設定するものとする。

(略)

- (4) 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項については、乳牛及び肉用牛の飼養頭数の数値目標に加えて、規模拡大を行う経営と、諸条件により規模拡大は困難だが、収益性の向上により一定の所得を確保し経営を維持しようする経営、それぞれの取組について具体的に記述するものとする。

また、その際に行う地域連携の取組についても具体的に記述するものとする。

- (5) 国産飼料基盤の強化に関する事項については、飼料自給率の数値目標に加えて、粗飼料生産基盤の強化のための取組と、輸入とうもろこしの代替品としての飼料用米、子実用とうもろこし等を利用する取組やエコフィードを安定的に供給する取組等を分けて記載するものとし、気象リスクへの対応や外部支援組織の育成・強化の具体策、放牧推進のための具体策について記述するものとする。

- (6) 集乳及び乳業の合理化に関する基本的な事項のうち集送乳の合理化については、

- (3) 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標については、各都道府県及びその周辺の都道府県で実際に行われている取組を踏まえ、基本方針の第3の2の(1)の「酪農経営」、同(2)の「肉用牛経営」及び各経営指標の表中「経営類型の特徴」の記載方法を参考に、飼養形態や飼料生産体系等に係る様々な具体的取組を経営類型ごとに特定した上で、それらの取組の結果実現し得る姿としての収益性の向上を示すものとして設定する。

具体的には、外部支援組織の活用や省力化機械の導入等を通じた労働負担の軽減・規模拡大、放牧の活用や飼料用米等の国産飼料の生産・利用の拡大を通じた飼料の安定確保・コスト低減、6次産業化やブランド化等を通じた販売額の増加等の取組を織り込むものとする。

指標の設定に際し、自然的経済的条件を異にするため、同一の指標を設定することが適当でない場合には、各指標ごとに、それぞれの条件に応じて区域区分を行い、その区分ごとに指標を設定するものとする。

(略)

- (4) 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項については、乳牛及び肉用牛の飼養頭数の数値目標に加えて、基本方針の第1のⅡの1の(2)の「乳用牛・肉用牛飼養頭数の減少への対応」の各項目の「対応・取組」を参考に、各都道府県の実情等に応じて、飼養規模の拡大及び生産性の向上に資する取組について具体的に記述するものとする。

- (5) 飼料の自給率の向上に関する事項については、飼料自給率の数値目標に加えて、基本方針の第1のⅡの1の(3)の「国産飼料生産基盤の確立」の各項目の「対応・取組」を参考に、各都道府県の実情等に応じて、国産飼料の生産・利用の拡大及び飼料費の低減に資する取組について具体的に記述するものとする。

- (6) 集乳及び乳業の合理化に関する基本的な事項のうち集送乳の合理化については、更

酪農経営の戸数の減少や厳しい輸送環境を踏まえて、地域の関係者の合意形成を進め、更なる農業協同組合連合会・単位農協等の再編整備や生乳の集送や販売に関する業務の指定事業者への委託・譲渡による集約・一元化、指定生乳生産者団体における貯乳施設の再編整備等に関する具体的な措置について記述するものとする。

また、乳業の合理化については、HACCPの制度化を踏まえ、高度な衛生管理水準を備えた乳業施設への再編・合理化の促進、牛乳・乳製品の安全性の向上や需要拡大等のための具体的な措置について記述するものとする。

更に、需要に応じて乳製品を供給する観点から、北海道を中心に乳製品の処理能力の確保やチーズ等の需要のある乳製品の製造体制の強化を図るための取組について記述するものとする。

肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項のうち肉用牛の流通合理化については、肉用牛の生産・流通構造の変化及び地域の実情に応じて、生産者が適期での出荷を行えるようにすることを旨として、年間を通じた安定的な市場開催、受精卵移植由来の肉性子牛を含めた取引頭数の増加等に向けた家畜市場の再編整備・機能高度化等を記述するものとする。

また、牛肉の流通合理化については、食肉処理施設の稼働率の低下や老朽化、労働力不足への対応を旨として、生産者・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者の連携体制の構築、食肉処理施設の再編整備、食肉処理・加工の自動化、高度な衛生水準の確保、と畜から精肉加工までの一貫製造体制の構築等、国産食肉の生産・流通体制の強化のための具体的な取組について記述するものとする。

- (7) その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項については、(1)の①から⑬の事項のうち、計画期間中に特に重点的に取り組む事項があれば具体的に記述するものとする。

なる農業協同組合連合会・単位農協等の再編整備や指定生乳生産者団体における貯乳施設の再編整備等、集送乳業務の指定生乳生産者団体への集約・一元化に関する具体的な措置について記述するものとする。

また、乳業の合理化については、HACCPを導入した高度な衛生管理水準を備えた乳業施設への再編・合理化の促進、牛乳・乳製品の安全性の向上や需要拡大等のための具体的な措置について記述するものとする。

肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項のうち肉用牛の流通合理化については、肉用牛の生産・流通構造の変化及び地域の実情に応じた家畜市場の再編整備・機能高度化等、牛肉の流通の合理化については、広域的な産地食肉処理施設の再編整備・大規模化、食肉処理の自動化・省力化システムの開発・導入、食肉処理施設における安全性向上のための処理・加工技術の高度化、産地食肉センターにおける部分肉流通の促進、食肉卸売市場の整備、食肉処理におけるHACCP導入の促進、国産牛肉の需要拡大、業務・加工分野における需要拡大等のための具体的な措置について記述するものとする。

- (7) その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項については、次のとおりとする。

- ① 酪農及び肉用牛経営における新規就農及び離農の動向、法人化の状況等担い手の状況について可能な限り定量的に記述するとともに、基本方針の第1のⅡの1の(1)の「担い手の育成と労働負担の軽減」の各項目の「対応・取組」を参考に、各都道府県の実情等に応じて、担い手の育成・確保、労働負担の軽減に資する取組について具体的に記述する。
- ② 都道府県において展開が想定される畜産クラスターの継続的な取組や質の向上について、都道府県計画の推進に資するものとして、
 - (i) 畜産クラスターの推進の基本的な考え方
 - (ii) 地域や畜種ごとに重点を置く取組内容等（例えば、「地域での肉用牛頭数の拡大

4 協議の手続等 法第2条の3第4項の規定に基づいて、農林水産大臣に協議しようとするときは、別記様式第2号の協議書に当該計画（変更の場合は、当該変更に係る部分）の説明書及び<u>都道府県及び都道府県が定める区分ごとの農業及び畜産業の生産概況等に関する任意の資料を添えて地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。）</u>を経由して農林水産大臣に提出するものとする。 なお、<u>地方農政局長への提出は、第1回提出期限：令和2年11月30日、第2回提出期限：令和3年1月19日、第3回提出期限：令和3年7月16日とし、都道府県ごとの状況に応じて対応可能ないずれかの提出期限を令和2年7月15日までに地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下同じ。）に登録するものとする。農林水産大臣は提出を受けた計画に係る協議に対し、第1回提出期限に係るものについては令和3年1月29日まで、第2回提出期限に係るものについては令和3年3月18日まで、第3回提出期限に係るものについては令和3年8月18日までにそれぞれ回答するものとする。</u> <u>ただし、新型コロナウイルス感染症への対応等、特段の事情がある場合には、柔軟に対応することとし、あらかじめ地方農政局と協議するものとする。この協議があった場合、地方農政局は、農林水産省生産局畜産部畜産企画課と協議するものとする。</u> 第2 市町村計画 （略） 1 市町村計画の作成に当たっての留意事項 （1） <u>基本的な考え方</u> <u>今次基本方針は、「海外市場を含め拡大が見込まれる需要に応えるための生産基盤強化」と「次世代に継承できる持続的な生産基盤の創造」が二つの柱となっている。この実現のために取り組むべき事項は、都道府県更には地域ごとにその状況を踏まえ</u>	<u>大のため、キャトル・ブリーディング・ステーションの整備を進め、地域で繁殖・育成を集約化する体制を構築する」等）</u> <u>（iii）畜産クラスターを推進するための各都道府県独自の方策等を具体的に記述する。</u> <u>③ その他必要な事項について記述する。</u> 4 協議の手続等 法第2条の3第4項の規定に基づいて、農林水産大臣に協議しようとするときは、別記様式第2号の協議書に当該計画（変更の場合は、当該変更に係る部分）及び<u>別記様式第3号の説明書を添えて地方農政局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由して（北海道にあっては直接）農林水産大臣に提出するものとする。</u> <u>なお、原則として、地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）への提出は、平成27年12月28日までにを行うものとし、農林水産大臣は、提出を受けた計画に係る協議について、平成28年1月25日までに回答を行うものとする。</u> 第2 市町村計画 （略） 1 市町村計画の作成に当たっての留意事項 （1） <u>確実な実施と進捗管理が行える計画</u> <u>酪農及び肉用牛生産の生産基盤の強化が最優先の課題であることを踏まえ、基本方針に示された「対応・取組」も参考に、各市町村の実情等に応じて、対応の必要性の高い施策及び取組について、確実に実施できるよう具体的に記述するものとする。ま</u>
--	--

<u>て、検討されるべきである。</u> <u>このため、都道府県計画には、都道府県ごと、地域ごとの需給事情の変化、生産基盤の現状を分析した上で、課題を明確化し、その課題を解決するための具体的な施策を記載するものとする。</u> <u>なお、その際、大規模経営のみならず、中小規模の家族経営も含めた対応方策について、記述するものとする。</u> (2) 関係者の意見等 (略) (3) 資料の整備 市町村計画の作成に当たっては、その基礎資料とするため、次の事項について資料を整備するものとし、特に、酪農経営及び肉用牛経営の改善の目標を作成するために、十分な調査を行うものとする。 ア 乳牛及び肉用牛の飼養状況（飼養戸数、飼養頭数、1戸当たり平均飼養頭数） イ 生乳及び肉用牛の生産及び流通状況（生乳の生産及び出荷販売状況、雌子牛、肥育素牛及び肥育牛の生産及び出荷販売状況） ウ 飼料生産状況 エ 酪農及び肉用牛経営の状況（新規就農者数、離農農家数、法人化の状況（法人数、従業員数等）、酪農においては、生産者団体が調査した都道府県域内の空き牛舎、酪農経営の経営継続の意向、後継者の有無等） (4) 計画期間 市町村計画は、<u>令和12年度までの期間</u>につき作成するものとする。 2 市町村計画の様式 市町村計画は、<u>別記様式第3号</u>に定めるところにより作成するものとする。 3 市町村計画の基本的考え方 (1) 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針には、各市町村の酪農及び肉用牛生産をめぐる近年の<u>生産基盤の現状を分析した上で、①肉用牛・酪農経営の増頭・増産、②中小規模の家族経営を含む収益性の高い経営の育成、経営資源の継承、③経営を支える労働力や次世代の人材の確保、④家畜排せつ物の適正管理と利用の推進、⑤国産飼料基盤の強化、⑥需要に応じた生産・供給の実現のための対応、⑦輸出の戦略的な拡大、⑧災害に強い畜産経営の確立、⑨家畜衛生対策の充実・強化、⑩GAP等の推進、⑪資源循環型畜産の推進、⑫安全確保を通じた消費者の信頼確</u>	<u>た、計画の早期の実施と進捗管理を行うことができるように、施策及び取組を記述するものとする。</u> (2) 関係者の意見等 (略) (3) 資料の整備 市町村計画の作成に当たっては、その基礎資料とするため、次の事項について資料を整備するものとし、特に、酪農経営及び肉用牛経営の改善の目標を作成するために、十分な調査を行うものとする。 ア 乳牛及び肉用牛の飼養状況（飼養戸数、飼養頭数、1戸当たり平均飼養頭数） イ 生乳及び肉用牛の生産及び流通状況（生乳の生産及び出荷販売状況、雌子牛、肥育素牛及び肥育牛の生産及び出荷販売状況） ウ 飼料生産状況 エ 酪農及び肉用牛経営の状況（新規就農者数、離農農家数、法人化の状況（法人数、従業員数等）等） (4) 計画期間 市町村計画は、<u>平成37年度までの期間</u>につき作成するものとする。 2 市町村計画の様式 市町村計画は、<u>別記様式第4号</u>に定めるところにより作成するものとする。 3 市町村計画の基本的考え方 (1) 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針には、各市町村の酪農及び肉用牛生産をめぐる近年の<u>情勢、担い手の育成と労働負担の軽減の軽減に向けた対応、乳用牛・肉用牛飼養頭数の減少への対応、国産、飼料生産基盤の確立、家畜衛生対策及び畜産環境対策の充実・強化、畜産クラスターの取組等による地域の活性化、畜産物の安全確保、消費者の信頼確保、ニーズを踏まえた生産・供給の推進についての基本的な考え方を記述するものとする。</u>
---	--

保、⑬国民理解の醸成・食育の推進等について、畜産クラスター等による地域連携の取組も含めて、基本的な考え方を記述するものとする。

- (2) 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標については都道府県計画の内容と調和を図るものとする。拡大が見込まれる国産畜産物への需要に対して、確実に応えるために生産基盤の強化を図ることが、今次基本方針の柱であることを踏まえて目標の検討を行うものとする。
- (3) 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標については、各市町村及びその周辺の市町村で実際に取り組まれている取組を踏まえ、基本方針の第3の2(1)の「酪農経営」、同(2)の「肉用牛経営」及び各経営指標の表中「経営類型の特徴」の記載方法を参考に、生産基盤を強化し、持続的な成長・発展を図るという観点から、ICT等の農業新技術の導入、コントラクターやTMRセンター、育成預託施設等の外部支援組織や他の畜産経営との連携等の取組を織り込んだ上で、「持続的・安定的な経営の実現」や「積極的な規模拡大の実現」を図るモデルとして、規模拡大を目指す経営のみならず、中小規模の家族経営が一定の所得を確保し、持続的な経営を可能とするモデルも示すものとする。

なお、目標の設定に際し、自然的経済的条件を異にするため、同一の目標を設定することが適当でない場合には、目標ごとに、それぞれの条件に応じて地域区分を行い、その区分ごとに指標を設定するものとする。

この場合には、生乳の生産数量の目標、乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標、乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項、国産飼料基盤の強化に関する事項等についても目標の地域区分に従って記載するものとする。

- (4) 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項については、乳牛及び肉用牛の飼養頭数の数値目標に加えて、規模拡大を行う経営と、諸条件により規模拡大は困難だが、収益性の向上により一定の所得を確保し経営を維持しようとする経営、それぞれの取組について具体的に記述するものとする。

また、その際に行う地域連携の取組についても具体的に記述するものとする。

- (5) 国産飼料基盤の強化に関する事項については、飼料自給率の数値目標に加えて、粗飼料生産基盤の強化のための取組と、輸入とうもろこしの代替品としての飼料用米、子実用とうもろこし等を利用する取組やエコフィードを安定的に供給する取組等を分けて記載するものとし、気象リスクへの対応や外部支援組織の育成・強化の具体

- (2) 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標については都道府県計画の内容と調和を図るものとする。

- (3) 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標については、各市町村及びその周辺の市町村で実際に取り組まれている取組を踏まえ、基本方針の第3の2(1)の「酪農経営」、同(2)の「肉用牛経営」及び各経営指標の表中「経営類型の特徴」の記載方法を参考に、飼養形態や飼料生産体系等に係る様々な具体的取組を経営類型ごとに特定した上で、それらの取組の結果実現し得る姿としての収益性の向上を示すものとして設定する。

具体的には、外部支援組織の活用や省力化機械の導入等を通じた労働負担の軽減・規模拡大、放牧の活用や飼料用米等の国産飼料の生産・利用の拡大を通じた飼料の安定確保・コスト低減、6次産業化やブランド化等を通じた販売額の増加等の取組を織り込むものとする。

目標の設定に際し、自然的経済的条件を異にするため、同一の目標を設定することが適当でない場合には、各目標ごとに、それぞれの条件に応じて地域区分を行い、その区分ごとに指標を設定するものとする。

この場合には、生乳の生産数量の目標、乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標、乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項、飼料の自給率の向上に関する事項等についても目標の地域区分に従って記載するものとする。

- (4) 乳牛又は肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項については、乳牛及び肉用牛の飼養頭数の数値目標に加えて、基本方針の第1のⅡの1の(2)の「乳用牛・肉用牛飼養頭数の減少への対応」の各項目の「対応・取組」を参考に、各市町村の実情等に応じて、飼養規模の拡大、生産性の向上に資する取組について具体的に記述するものとする。

- (5) 飼料の自給率の向上に関する事項については、飼料自給率の数値目標に加えて、基本方針の第1のⅡの1の(3)の「国産飼料生産基盤の確立」の各項目の「対応・取組」を参考に、各市町村の実情等に応じて、国産飼料の生産・利用の拡大、飼料費の低減に資する取組について具体的に記述するものとする。

策、放牧推進のための具体策について記述するものとする。

(6) (略)

(7) その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項については、(1)酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針に記載した①から⑬の事項のうち、計画期間中に特に重点的に取り組む事項があれば具体的に記述するものとする。

(8) 酪農に関する事項又は肉用牛生産に関する事項のみをその内容とする市町村計画については、別記様式第3号のうち飼料の自給率の向上のための措置の部分を除き、当該事項について作成するものとする。

4 協議の手続等

法第2条の4第4項において準用する法第2条の3第4項の規定により、都道府県知事に協議しようとするときは、別記様式第4号の協議書に当該計画（変更の場合は、当該変更に係る部分）及び市町村の農業及び畜産業の生産概況等に関する任意の資料を添えて都道府県知事に提出するものとする。

なお、協議については、都道府県と相談の上、令和3年度中に市町村計画を作成できるよう努めるものとする。

第3 その他

1 (略)

2 別記様式第1号及び様式第3号における「現在」欄については、原則として、平成30年度における「畜産統計」「畜産物流通統計」「作物統計」「耕地及び作付面積統計」等の各種統計を用いて記入し、「目標」欄については、令和12年度とする。

なお、記入時点については、「現在」及び「目標」欄とも期首（例えば2月1日）の数値とするが、「生乳の生産数量」「肉用牛の生産及び出荷頭数」等期間を伴う数値については、期間内数値（会計年度）を記入するものとする。

(6) (略)

(7) その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項については、次のとおりとする。

① 酪農及び肉用牛経営における新規就農及び離農の動向、法人化の状況等担い手の状況について可能な限り定量的に記述するとともに、基本方針の第1のⅡの1の(1)の「担い手の育成と労働負担の軽減」の各項目の「対応・取組」を参考に、各市町村の実情等に応じて、担い手の育成・確保、労働負担の軽減に資する取組について具体的に記述する。

② その他必要な事項について記述する。

(8) 酪農に関する事項又は肉用牛生産に関する事項のみをその内容とする市町村計画については、別記様式第4号のうち飼料の自給率の向上のための措置の部分を除き、当該事項について作成するものとする。

4 協議の手続等

法第2条の4第3項において準用する法第2条の3第3項の規定により、都道府県知事に協議しようとするときは、別記様式第5号の協議書に当該計画（変更の場合は、当該変更に係る部分）及び別記様式第6号の説明書を添えて都道府県知事に提出するものとする。

なお、協議については、原則として平成28年4月30日までに終了するよう努めるものとする。

第3 その他

1 (略)

2 別記様式第1号及び様式第4号における「現在」欄については、原則として、平成25年度における「畜産統計」「畜産物流通統計」「作物統計」「耕地及び作付面積統計」等の各種統計を用いて記入し、「目標」欄については、平成37年度とする。

なお、記入時点については、「現在」及び「目標」欄とも期首（例えば2月1日）の数値とするが、「生乳の生産数量」「肉用牛の生産及び出荷頭数」等期間を伴う数値については、期間内数値（会計年度）を記入するものとする。

(参考)

「現在」

家畜の飼養頭数、戸数	<u>平成31年</u> 2月1日現在
生乳の生産数量、肉用牛の生産頭数等	<u>平成30年度</u> （4月～3月）
面積等	<u>平成30年度調査</u> における各種資料

「目標」

家畜の飼養頭数、戸数	<u>令和13年</u> 2月1日現在
生乳の生産数量、肉用牛の生産頭数等	<u>令和12年度</u> （4月～3月）

別記様式第1号

表紙（略）

目 次

- I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針
- II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標
 - 1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標
 - 2 肉用牛の飼養頭数の目標
- III 近代化な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標
 - 1 酪農経営方式
 - 2 肉用牛経営方式
- IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項
 - 1 乳牛
 - 2 肉用牛
- V 国産飼料基盤の強化に関する事項
- VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項
 - 1 集送乳の合理化
 - 2 乳業の合理化等

(参考)

「現在」

家畜の飼養頭数、戸数	<u>平成26年</u> 2月1日現在
生乳の生産数量、肉用牛の生産頭数等	<u>平成25年度</u> （4月～3月）
面積等	<u>平成25年度調査</u> における各種資料

「目標」

家畜の飼養頭数、戸数	<u>平成38年</u> 2月1日現在
生乳の生産数量、肉用牛の生産頭数等	<u>平成37年度</u> （4月～3月）

別記様式第1号

表紙（略）

目 次

- I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針
- II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標
 - 1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標
 - 2 肉用牛の飼養頭数の目標
- III 近代化な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標
 - 1 酪農経営方式
 - 2 肉用牛経営方式
- IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項
 - 1 乳牛
 - 2 肉用牛
- V 飼料の自給率の向上に関する事項
- VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項
 - 1 集送乳の合理化
 - 2 乳業の合理化等

3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化 Ⅶ その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項 Ⅰ 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針 (略) 【文中や表中の目標欄を平成から令和へ変更するなどの軽微な更新については、省略する】 Ⅳ 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項 1 乳牛 (1) 区域別乳牛飼養構造 (略) (2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置 <u>第1の3の(4)の記載上の注意を参照の上、具体的に記述すること。</u> ① <u>規模拡大のための取組</u> ② <u>規模拡大は困難だが経営規模を維持するための取組</u> ③ <u>①・②を実現するための地域連携の取組</u> 2 肉用牛 (1) 区域別肉用牛飼養構造 (略) (2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置 <u>第1の3の(4)の記載上の注意を参照の上、具体的に記述すること。</u> ① <u>規模拡大のための取組</u> ② <u>規模拡大は困難だが経営規模を維持するための取組</u>	3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化 Ⅶ その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項 <u>1 担い手の育成と労働負担の軽減のための措置</u> <u>2 畜産クラスターの推進方針</u> <u>3 その他必要な事項</u> Ⅰ 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針 (略) Ⅳ 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項 1 乳牛 (1) 区域別乳牛飼養構造 (略) (2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置 <u>第1の3の(4)の記載上の注意を参照の上、基本方針の第1のⅡの1の(2)の「乳用牛・肉用牛飼養頭数の減少への対応」の各項目の「対応・取組」を参考に、当該都道府県の実情等に応じて、飼養規模の拡大、生乳生産量の増加に向けて、重点的な取組分野とその内容等について具体的に記述すること。</u> 2 肉用牛 (1) 区域別乳牛飼養構造 (略) (2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置 <u>第1の3の(4)の記載上の注意を参照の上、基本方針の第1のⅡの1の(2)の「乳用牛・肉用牛飼養頭数の減少への対応」の各項目の「対応・取組」を参考に、当該都道府県の実情等に応じて、飼養規模の拡大、生産性の向上に向けて、重点的な取組分野とその内容等について、対象(肉専用種繁殖経営、肉専用種肥育経営、乳用種・交雑種肥育経営及び一貫経営)を明らかにした上で、具体的に記述すること。また、キャトル・ブリーディング・</u>
--	--

③ <u>①・②を実現するための地域連携の取組</u> V <u>国産飼料基盤の強化に関する事項</u> 1 飼料の自給率の向上 (略) 2 具体的な措置 第1の3の(5)の記載上の注意を参照の上、各都道府県において重点化する取組を中心に可能な限り具体的に記述すること。 <u>①粗飼料基盤強化のための取組</u> <u>②輸入とうもろこしの代替となる飼料生産の取組</u> (略)	<u>ステーション等繁殖・育成拠点の整備状況（施設数、利用農家数、受託頭数等）と見通しについて、可能な限り定量的に記述すること。具体的に記述すること。</u> V 飼料の自給率の向上に関する事項 1 飼料の自給率の向上 (略) 2 具体的な措置 第1の3の(5)の記載上の注意を参照の上、各都道府県において重点化する取組を中心に可能な限り具体的に記述すること。 (記載例) <u>・優良品種を活用した草地改良等の実施により、単収を〇kg/10a から〇kg/10a へ増加させる。</u> <u>・青刈りとうもろこし、ソルゴー等の高栄養作物の作付面積を〇〇ha から〇〇ha へ増加させる。</u> <u>・コントラクターを活用した省力的な収穫作業やTMRセンターへの安定的な供給を推進する。</u> <u>・肉用繁殖牛を荒廃農地、水田へ放牧することによって飼料費の低減を図り、平成37年度には放牧面積〇〇ha を目指す。</u> <u>・飼料用米の生産・利用を図るため、畜産農家における保管・利用施設の整備を行う。</u> <u>・エコフィードの生産利用については、〇〇、〇〇の連携による利用体制を整備することにより〇〇の活用を進め、生産量（県外に供給される分も含む）を〇〇TDNkg から〇〇TDNkg への増加を目標とする。</u> <u>・飼料の流通基盤の強化については、県内で増産される〇〇トンの飼料用米の効率的な利用が可能となるよう出荷施設や配合飼料工場の受入・加工施設等の整備を行う。</u> (略)
--	--

Ⅵ 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

(略)

3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化

(略)

(2) 牛肉の流通の合理化

ウ 肉用牛（肥育牛）の出荷先

区域名	区分	現在（平成 年度）				目標（令和 年度）			
		出荷頭数①	出荷先		②/①	出荷頭数①	出荷先		②/①
			県内②	県外			県内②	県外	
県内 全域 又は ○○ 地域	肉専用種 乳用種 交雑種	頭	頭	頭	%	頭	頭	頭	%
○○ 地域	肉専用種 乳用種 交雑種								
合計	肉専用種 乳用種 交雑種								

(注) 現在の出荷頭数及び出荷先については、畜産物流通統計の肉畜種類別都道府県間交流表との整合を図ること

エ 具体的取組

第1の3の(6)の牛肉の流通合理化についての記載上の注意を参照の上、国産食肉の生産・流通体制の強化等のための具体的取組について記述すること。

Ⅶ その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

計画期間内に重点的に取り組む事項

注：第1の3の(1)の⑦に関し、都道府県において独自に牛肉・牛乳乳製品の輸出目標等を定め、取組を強化している場合、現在の輸出量(kg)又は輸出額(百万円)、定めている目標(目標年、輸出量(kg)又は輸出額(百万円))及び具体的取組について記述するものとする。

【事項番号○※ (対象地域：)】

※ 事項番号は、第1の3の(1)の番号を記載すること。

Ⅵ 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

(略)

3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化

(略)

(2) 牛肉の流通の合理化

ウ 肉用牛（肥育牛）の出荷先

区域名	区分	現在（平成 年度）							②/①	目標（平成 年度）							②/①
		出荷頭数 ①	出荷先					県外		出荷頭数 ①	出荷先					県外	
			県内			その他	県内				その他						
			食肉処理 加工施設 ②	家畜市場			食肉処理 加工施設 ②					家畜市場					
県内 全域 又は ○○ 地域	肉専用種	頭	頭	頭	頭	頭	頭	%	頭	頭	頭	頭	頭	頭	%		
	乳用種																
	交雑種																
○○ 地域	肉専用種																
	乳用種																
	交雑種																
合計	肉専用種																
	乳用種																
	交雑種																

エ 具体的取組

第1の3の(6)の牛肉の流通合理化についての記載上の注意を参照の上、国産食肉の生産・流通体制の強化等のための具体的取組について記述すること。特に、食肉処理施設の HACCP 導入を促進するための具体的措置について記述すること。

Ⅶ その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

(1) 担い手の育成と労働負担の軽減のための措置

第1の3の(7)の①の記載上の注意を参照の上、基本方針第1のⅡの1の(1)の「担い手の育成と労働負担の軽減」の各項目の「対応・取組」を参考に、当該都道府県の実情等に応じて、担い手の育成・確保、労働負担の軽減に向けて、重点的な取組分野とその内容等について具体的に記述すること。また、酪農及び肉用牛経営における新規就農及び離農の動向、法人化の状況等担い手の状況について、可能な限り定量的に記述すること。

(2) 畜産クラスターの推進方針

【事項番号○ (対象地域：)】	第1の3の(7)の②の記載上の注意を参照の上、都道府県において展開が想定される、 酪農及び肉用牛経営を中心的経営体とする畜産クラスターの継続的な取組や質の向上により、都道府県基本計画の取組の実現に資するため、 (i) 畜産クラスターの推進の基本的な考え方 (ii) 地域や畜種ごとの重点的な取組分野 (iii) 畜産クラスターを推進するための各都道府県独自の方策等を具体的に記述すること。 (3) その他必要な事項
(廃止)	別記様式第3号 〇〇県（都道府）酪農及び肉用牛生産の近代化計画協議説明書 1 農業の概況 (1) 農家戸数及び畜産農家戸数 (表は省略) (2) 農業生産状況 (表は省略) 2 酪農及び肉用牛生産の状況 都道府県における乳牛及び肉用牛の飼養の状況、生乳及び肉用牛の生産及び流通の状況、飼料生産の状況等について記述すること。 3 その他参考となる事項 (1) 区域区分 (2) 酪農及び肉用牛生産に関する他の諸計画の概要 (3) その他

別記様式第 3 号

(表紙は省略)

目 次

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

II 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標又は肉用牛の飼養頭数の目標

- 1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標
- 2 肉用牛の飼養頭数の目標

III 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標

- 1 酪農経営
- 2 肉用牛経営

IV 乳牛又は肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

- 1 乳牛（乳肉複合経営を含む）
- 2 肉用牛

V 国産飼料基盤の強化に関する事項

VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

- 1 集送乳の合理化
- 2 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

別記様式第 4 号

(表紙は省略)

目 次

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

II 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標又は肉用牛の飼養頭数の目標

- 1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標
- 2 肉用牛の飼養頭数の目標

III 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標

- 1 酪農経営
- 2 肉用牛経営

IV 乳牛又は肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

- 1 乳牛（乳肉複合経営を含む）
- 2 肉用牛

V 飼料の自給率の向上に関する事項

VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

- 1 集送乳の合理化
- 2 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

- 1 担い手の育成と労働負担の軽減のための措置
- 2 その他必要な事項

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針 (略) 【文中や表中の目標欄を平成から令和へ変更するなどの軽微な更新については、省略する】 IV 乳牛又は肉用牛の飼養規模の拡大のための措置 1 乳牛 (略) (2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置 <u>第2の3の(4)の記載上の注意を参照の上、具体的に記述すること。</u> ① <u>規模拡大のための取組</u> ② <u>規模拡大は困難だが経営規模を維持するための取組</u> ③ <u>①・②を実現するための地域連携の取組</u> 2 肉用牛 (略) (2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置 <u>第2の3の(4)の記載上の注意を参照の上、具体的に記述すること。</u> ① <u>規模拡大のための取組</u> ② <u>規模拡大は困難だが経営規模を維持するための取組</u> ③ <u>①・②を実現するための地域連携の取組</u> V <u>国産飼料基盤の強化に関する事項</u> 1 飼料の自給率の向上 (略) 2 具体的な措置 <u>第1の3の(5)の記載上の注意を参照の上、各都道府県において重点化する取組を中心に可能な限り具体的に記述すること。</u>	I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針 (略) 【文中や表中の目標欄を平成から令和へ変更するなどの軽微な更新については、省略する】 IV 乳牛又は肉用牛の飼養規模の拡大のための措置 1 乳牛 (略) (2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置 <u>第1の3の(4)の記載上の注意を参照の上、基本方針の第1のⅡの1の(2)の「乳用牛・肉用牛飼養頭数の減少への対応」の各項目の「対応・取組」を参考に、当該市町村の実情等に応じて、飼養規模の拡大、生乳生産量の増加に向けて、重点的な取組分野とその内容等について具体的に記述すること。</u> 2 肉用牛 (略) (2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置 <u>第1の3の(4)の記載上の注意を参照の上、基本方針の第1のⅡの1の(2)の「乳用牛・肉用牛飼養頭数の減少への対応」の各項目の「対応・取組」を参考に、当該市町村の実情等に応じて、飼養規模の拡大、生産性の向上に向けて、重点的な取組分野とその内容等について、対象(肉専用種繁殖経営、肉専用種肥育経営、乳用種・交雑種肥育経営及び一貫経営)を明らかにした上で、具体的に記述すること。また、キャトル・ブリーディング・ステーション等繁殖・育成拠点の整備状況(施設数、利用農家数、受託頭数等)と見通しについて、可能な限り定量的に記述すること。</u> V 飼料の自給率の向上に関する事項 1 飼料の自給率の向上 (略) 2 具体的措置 <u>第2の3の(5)の記載上の注意を参照の上、各都道府県において重点化する取組を中心に可能な限り具体的に記述すること。</u>
---	--

①粗飼料基盤強化のための取組

②輸入とうもろこしの代替となる飼料生産の取組

(記載例)

- ・農地の集積・団地化を進め、農地の効率的な利用を図るとともに、平成37年度までに〇〇haの草地整備を実施することを目標とする。
- ・優良品種を活用した草地改良等の実施により、単収を〇kg/10aから〇kg/10aへ増加させる。
- ・青刈りとうもろこし、ソルゴー等の高栄養作物の作付面積を〇〇haから〇〇haへ増加させる。
- ・コントラクターを活用した省力的な収穫作業やTMRセンターへの安定的な供給を推進する。
- ・肉用繁殖牛を荒廃農地、水田へ放牧することによって飼料費の低減を図り、平成37年度には放牧面積〇〇haを目指す。
- ・飼料用米の生産・利用を図るため、畜産農家における保管・利用施設の整備を行う。
- ・エコフィードの生産利用については、〇〇、〇〇の連携による利用体制を整備することにより〇〇の活用を進め、生産量（県外に供給される分も含む）を〇〇TDNkgから〇〇TDNkgへの増加を目標とする。
- ・飼料の流通基盤の強化については、県内で増産される〇〇トンの飼料用米の効率的な利用が可能となるよう出荷施設や配合飼料工場の受入・加工施設等の整備を行う。

Ⅵ 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

1 集送乳の合理化

(略)

2 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

(1) 肉用牛（肥育牛）の出荷先

区分	現在（平成 年度）				目標（令和 年度）			
	出荷頭数①	出荷先		②/①	出荷頭数①	出荷先		②/①
		県内②	県外			県内②	県外	
肉専用種 乳用種 交雑種	頭	頭	頭	%	頭	頭	頭	%

Ⅵ 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

1 集送乳の合理化

(略)

2 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

(1) 肉用牛（肥育牛）の出荷先

区分	現在（平成 年度）							目標（平成 年度）						
	出荷頭数 ①	出荷先					②/①	出荷頭数 ①	出荷先					②/①
		県内			県外	県内			県外					
		食肉処理 加工施設 ②	家畜市場	その他		食肉処理 加工施設 ②				家畜市場	その他			
肉専用種 乳用種 交雑種	頭	頭	頭	頭	頭	%	頭	頭	頭	頭	頭	%		

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項 <u>計画期間内に重点的に取り組む事項</u> 【事項番号○※ (対象地域：)】 ※ 事項番号は、第1の3の(1)の番号を記載すること。 【事項番号○ (対象地域：)】 【事項番号○ (対象地域：)】 別記様式第4号 (略) <u>(廃止)</u>	(注)食肉処理加工施設とは、食肉の処理加工を行う施設であって、と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。 VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項 <u>(1) 担い手の育成と労働負担の軽減のための措置</u> 第1の3の(7)の①の記載上の注意を参照の上、基本方針第1のⅡの1の(1)の「担い手の育成と労働負担の軽減」の各項目の「対応・取組」を参考に、当該市町村の実情等に応じて、担い手の育成・確保、労働負担の軽減に向けて、重点的な取組分野とその内容等について具体的に記述すること。また、酪農及び肉用牛経営における新規就農及び離農の動向、法人化の状況等担い手の状況について、可能な限り定量的に記述すること。 <u>(2) その他必要な事項</u> 別記様式第5号 (略) <u>別記様式第6号</u> 〇〇県(都道府)酪農及び肉用牛生産の近代化計画協議説明書 <u>1 農業の概況</u> <u>(1) 農家戸数及び畜産農家戸数</u> <u>(表は省略)</u> <u>(2) 農業生産状況</u> <u>(表は省略)</u> <u>2 酪農及び肉用牛生産の状況</u> 都道府県における乳牛及び肉用牛の飼養の状況、生乳及び肉用牛の生産及び流通の状況、飼料生産の状況等について記述すること。 <u>3 その他参考となる事項</u>
--	--

	(1) <u>区域区分</u>
	(2) <u>酪農及び肉用牛生産に関する他の諸計画の概要</u>
	(3) <u>その他</u>